

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（アグリゲート））編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	8	・図1-5変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントを遵守するに当たり容量提供事業者等が登録すべき算定諸元の一覧の容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合の表記に誤りがあると思われるため修正頂きたい。「自小規模変動電源リストの全量」→「小規模変動電源リストの全量」	頂いたご意見を踏まえ、本業務マニュアルを修正いたします。
2	10	発電上限の登録とは、具体的に何を登録するのでしょうか。 発電上限（供給力）の登録には、調整係数を加味する必要はありませんでしょうか。	安定電源編の記事事項へのご意見のため、回答対象外とさせていただきます。
3	10	各登録期限（容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量）が明示的に記載されていないので、いつまでに登録するか記載をお願いしたい。	対象実需給月をN月とした場合、発電量調整受電電力量（リスト合計）および発電量調整受電電力量（リソース毎）はN+2月 第10営業日までに登録してください。 スケジュールに関して、「Appendix.2 業務手順全体図」に記載しておりますので、ご確認ください。 変動電源（アグリゲート）編に関しては、登録対象が発電量調整受電電力量となります。
4	12	発電量調整受電電力量の登録期日を記載いただきたい。未確定の場合、大まかなスケジュール感だけでも早期にお示しい頂きたい。	対象実需給月をN月とした場合、発電量調整受電電力量（リスト合計）および発電量調整受電電力量（リソース毎）はN+2月 第10営業日までに登録してください。 スケジュールに関して、「Appendix.2 業務手順全体図」に記載しておりますので、ご確認ください。
5	12	発電量調整受電電力量（リスト合計）は、容量提供事業者がCSVファイルに転記するのではなく、一般送配電事業者から貴機関が実績を受領し、容量提供事業者がダウンロードして確認することに変更できないか。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量（リスト合計）は容量提供事業者にて登録してください。
6	12	一送側のスマメ設置が完了していない場合、一送から発電実績を受領できない恐れあり。その場合の対応をお伺いしたい。	一般送配電事業者から発電量調整受電電力量を取得できない場合は、一般送配電事業者との協定値等を登録してください。
7	12	容量提供事業者が一送から発電実績を受領しシステム登録するのでは無く、広域機関にてデータ取得・登録を行うことはできないのか。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量（リスト合計）および発電量調整受電電力量（リソース毎）は容量提供事業者が登録してください。
8	13	（安定電源編にも同様の意見あり） 「コマ別の発電量調整受電電力量（整数部12桁、小数部3桁）を半角数字で入力してください」とありますが、図2-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いはないでしょうか？	ご記載のとおり、12桁に満たない場合は0埋めする必要はございませんので、その旨業務マニュアルへ反映いたしました。
9	26	発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録は、サンプルチェックとなっているが、登録を求める事業者はランダムなのか、もしくは何か条件があるのか。	サンプルチェックの対象を選定する基準については、本機関にて個別に判断いたします。
10	26	「2.1.3.1 発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録」について、どのような時に登録依頼があるのか。	サンプルチェックの対象となった場合、発電量調整受電電力量（リソース毎）の登録を依頼いたします。なお、サンプルチェックの対象を選定する基準については、本機関にて個別に判断いたします。
11	26	変動電源(アグリゲート)におけるリクワイアメントは発電量調整受電電力量(リスト合計)の提出が基本であり、例外的に貴機関より要請があった場合のみ発電用調整受電電力量(リソース毎)を提出する。という理解でよろしいか。	ご記載の通りです。
12	26	発電量調整受電電力量（リソース毎）は、容量提供事業者がCSVファイルに転記するのではなく、一般送配電事業者から貴機関が実績を受領し、容量提供事業者がダウンロードして確認することに変更できないか。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量（リソース毎）は容量提供事業者にて登録してください。
13	31	登録内容審査結果が不合格になるのは、提出した内容について、一般送配電事業者の提供する発電量調整受電電力量と差異があった場合という理解で良いでしょうか。	ご記載の通りです。
14	31	発電量調整受電電力量の登録内容審査は、一般送配電事業者の発電量調整受電電力量（リソース毎）を正として扱うのであれば、容量提供事業者からのデータ登録・修正は不要ではないか。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。本業務マニュアルに記載のとおり、発電量調整受電電力量は容量提供事業者にて登録してください。
15	36	（安定電源編にも同様の意見あり） 「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第 17 位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	リクワイアメント未達成コマの算出の際に、コマ毎にペナルティ倍率をかける前の段階で、コマ毎に四捨五入を実施します。(10月25日先行回答分)
16	36	変動電源（アグリ）は容量停止計画の提出が求められていないのに、容量停止計画（変動（アグリゲート））という記載は違和感を感じる。	頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
17	43	（安定電源編にも同様の意見あり） 「異議申立の根拠となる資料」とは具体的にどういったものを想定しているのか、具体例を明示頂けないでしょうか？	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断でご提出いただくことを想定しております。合理的な説明の根拠となる資料をご提出願います。
18	別紙	発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録期限が「対象実需給月+2カ月 第7営業日」と記載されていますが、安定電源と同じく第10営業日にしてもらえないでしょうか。 （理由） インバランス精算における合意が第6営業日となっており、最終まで実績が確定しなかった場合、非常にタイトなスケジュールとなるため。	頂いたご意見を踏まえ、発電量調整受電電力量（リスト合計）の登録期限は、対象実需給月をN月とした場合、N+2月 第10営業日に変更致しました。 なお、その旨本業務マニュアルに反映いたします。